

# 弁護士の活動領域の拡大とその課題

弁護士（元日本弁護士連合会会長） 中本和洋

## 1. 司法改革

司法制度改革審議会意見書（2001年）では、「司法の容量を拡大し、法の支配を社会の隅々にまで浸透させ、司法が利用者にとって、利用しやすく頼りがいのあるものになければならない」と述べられている。この理念の実現は、法曹の大部分を占め、社会に最も身近な弁護士の活動領域が拡大し、その役割が質的にも量的にも大きくなることと表裏の関係にある。

この20年間、弁護士人口は、18,243人（2001年）から42,122人（2020年9月）へと増大している。

この間、弁護士の活動領域は、法廷活動から他の業務分野へと多様化し、拡大している。「組織内弁護士」は、企業内弁護士が2,418人、任期付公務員は238人となっている（2019年）。また、企業の取締役等に就任している弁護士の延べ人数は7,843人（2019年）に上っている。国会議員、地方議員、首長等にも、相当数の弁護士が就任し、活躍している。

また、法テラス法律事務所やひまわり基金法律事務所が全国各地に開設され、刑事弁護事件や民事扶助事件において、一般の弁護士の活動を補完し重要な役割を果たしている。

東日本大震災等自然災害や、最近のコロナ禍における法律相談等、被災者、被害者の支援活動にも、若手、中堅の弁護士が大いに活躍している。

このように弁護士の活動の場は広がっている面がある一方、弁護士の中核業務であった民事訴訟事件数を見ると、地裁新受件数は23万5508件（2009年）から13万4934件（2019年）に、簡裁新受件数は65万8227件（2009年）から、34万4101件（2019年）に各々減少している。弁護士の経済的基盤についてみると、弁護士の平均収入は、2006年、3,620万円（所得1,748万円）から、2018年、2,143万円（所得959万円）に減少している。

---

---

## 2. 民事司法改革課題の実現

弁護士増にかかわらず民事訴訟事件数が増えていない原因は、司法制度改革で企図されていた弁護士が活躍できる法制度の改革や、諸基盤整備の多くが実現されていないことにある。

今日、弁護士の活動は、相談や交渉、契約書の作成、ADR、成年後見、会社整理、M&A業務、企業等のコンプライアンス、ガバナンス対応等、法廷活動以外の業務が増えている。最終的な権利救済の場である裁判を通じて法規範が明確となり、権利救済・義務履行がしっかりとなされるとの信頼が社会に形成されることによって、法廷外でのこれらの弁護士の業務のニーズが高まり、活動領域も拡大することになる。その意味で、司法の中核である裁判の意義はいまだに大きい。

裁判が増える要因は、物理的、経済的に裁判所・裁判・弁護士へアクセスがしやすいこと、裁判で必要な情報や証拠が得られ、その結果、権利救済等が実のあるものとして行われ報われることである。その観点から、各分野の課題を指摘する。

### (1) 民事裁判一般

司法や弁護士への経済的なアクセス障害となっている弁護士費用等を、自己負担だけでなく、民事法律扶助制度や弁護士費用保険制度の拡充によってバランス良く賄うことが重要である。民事法律扶助を、立替償還制から、原則、給付制とし、また個人や中小企業等のあらゆる民事紛争に適用される弁護士費用保険の普及が求められる。諸外国と比較して高額な訴状貼用印紙額も低額・定額にすべきである。

訴訟に関する情報・証拠収集制度を、欧米の制度等を参考にして改革し、情報・証拠収集能力を高めるべきである。

勝訴判決が得られたとしても、日本の損害賠償制度では、訴訟費用等を控除すると、実質的な権利救済にはならないことも多い。違法収益吐き出しや、抑止的損害賠償制度を取り入れていくことは、権利救済の実現を十分なものとする上でも、日本社会にコンプライアンス意識を高める上でも、重要である。

判決を執行する際に債務者の執行対象財産を見つけるのに支障があるなど、判決の執行力の弱さから、権利救済が果たせないのでは、頼りがいのある司法にはならない。さらなる執行力の強化が必要である。

### (2) 家事事件、行政事件等

年間109万1884件（2019年）もの家事事件を受ける家庭裁判所の人的資源・物的設備

---

---

の充実は急務である。夫婦関係調整調停事件の弁護士関与率は、51.7%（2018年）にすぎない。ここでも民事法律扶助や弁護士費用保険の拡充が必要である。

行政相談件数及び不服申立件数は年間10万件を超えているにもかかわらず、行政事件の提訴件数は年間1810件（2019年）にすぎない。これは却下率が1割もある一方、原告勝訴率が約1割という行政裁判の実情に原因がある。権利救済が適正に図られるように訴訟要件の緩和、行政裁量の制限等、行政事件訴訟法の改革が必要である。また、特に行政事件について、陪審制度や裁判員制度を導入し市民の目を入れた裁判とすることも検討すべきである。

### 3. 社会・経済の変化や科学の進展に対応する活動

今後の社会・経済の変化、科学の進展をにらんで、弁護士、法曹、司法はどうあるべきか。

経済のグローバル化や、インバウンドの拡大によって、国内外における外国法人や外国人との紛争や法的問題が、今後も増加し続ける。これらに対応していくためには、2. で述べた民事司法改革課題の実現、特に日本の民事司法制度の国際標準化を図る必要がある。国際仲裁の審問施設として、大阪（2018年）、東京（2020年）に日本国際紛争解決センターが開業したが、さらなる体制整備が求められる。仲裁法の改正等法制度整備と共に、仲裁等の専門家（仲裁人、調停人、代理人）の養成、さらには国連や国際司法裁判所等の国際機関で活動できる弁護士・法律家の養成が必須の課題である。また、諸外国で当たり前の制度となっている依頼者と弁護士間のコミュニケーションの秘密について、民事裁判・刑事裁判・行政の手続で開示を強制されない制度（弁護士依頼者通信秘密保護制度）の確立・導入が急務である。

IT・AIの進歩は、裁判手続のみならず、弁護士の活動領域に大きな変化をもたらす。文書作成・管理、証拠整理、判例等の分析等、これら現在の弁護士の業務のかなりの部分は、IT・AIに代替され、減少していく。定型的な法律相談は、AIが行い、法律紛争の交渉、調停、仲裁等の紛争解決プロセスにもIT・AIを活用して紛争解決（ODR）がなされることになる。これらの司法サービスは、弁護士法の規制との関係で、議論が深められる必要があるが、弁護士は、IT・AIを利用することによって、民事紛争等を迅速・適正に解決し、また予防することを目指すべきであり、これを正面から受け止め変化に対応しなければならない。IT・AI技術に精通した弁護士を養成し、法の支配・人権擁護・社会正

---

---

義の素養と視点を持つ弁護士が、これらの制度やシステムの構築自体に参画し、これらを利用する法律関連サービスを目的とする法人の設立や経営にも関与していくことが求められる。一方、これらの利用には、大規模、かつ大量のデータの収集と管理・利用が必要であり、個人情報保護との調整や、データのバイアス等人権にかかわる問題、データの流出やサイバーリスクに対応する活動も増えることになる。

今日、このような経済のグローバル化やIT・AI等デジタル産業の進展に伴い、国内外で経済格差が顕著となっている。弁護士は引き続き格差社会がもたらす貧困や各種差別等の人権課題に取り組む必要がある。

今後、自然環境の変化や科学の進展に伴い、以下の問題が想定される。

- ① 気候変動に伴う自然災害の多発化と環境及びエネルギー問題
- ② 再生医療等生命科学の進展と感染症等のパンデミック問題
- ③ 自動運転や空中自動車等交通革命
- ④ 宇宙旅行、月や惑星の資源利用や移住、移民等の宇宙産業

これらの問題に対応するためには、国内外で新しい法律の制定や運用の見直し等が必要である。法律の解釈や、その運用を巡って多くの解決しなければならない課題が生まれ、また紛争が起こる事が予想される。弁護士は、このような法律の制定や紛争の予防・解決に、活動領域を拡げていくことになる。

#### 4. まとめ

弁護士が、市民や企業の多様なニーズに応えるためには、法律知識のみならず、語学力に加え、幅広い教養と科学、医療、心理学等の専門的知見も必要となる。法科大学院制度は、多様な法曹人材の養成を期待されたが、このような機能を十分に発揮していない。法科大学院制度に加えて司法試験制度や司法研修所教育においても、多様性、国際性を備えた人材養成に資するような抜本的な改革が求められる。弁護士は、社会・経済の変化、科学の進展に柔軟に対応して、自らの変革を恐れず、業務、活動領域の拡大を図っていく努力をしなければならない。これこそが、司法及び弁護士を「利用しやすく頼りがいのある」ものにするに繋がるものとする。